

【図書名等】 電気工事作業指揮者安全必携

コードNo.23303 第2版 定価1,210円(本体1,100円+税10%)  
(コードNo.および定価とも現行どおりです。)

【発行日】 令和4年3月28日

【改訂の概要】

改訂のあらまし	該当頁
最新の知見や法令の改正に対応して内容を見直した。	
<b>全般</b> ・本文および図表中の「安全带」の語句を「墜落制止用器具」とし、表現を調整した。	
・電気工事作業指揮者安全教育の科目・範囲・時間の表を追加	4
<b>第1章 電気取り扱いの危険性</b>	
<b>1 感電・火傷</b>	
・(1) (感電の概要) 中、一部表記を修正	9
・(2) (低圧電気による感電) 中、電圧の記号に関する記述を修正、低圧電気の電気を取り扱う作業員への特別教育を受けること、必要な資格の所持についての記述を追記	9
・(3) (高圧・特別高圧電気による感電) 中、電圧の記号に関する記述を修正、高圧・特別高圧の電気を取り扱う作業員への特別教育を受けること、必要な資格の所持についての記述を追記、「閃絡」についての説明を注釈に追加	10 11
・(4) (アークによる火傷・事故) 中、「電気溶接」を「アーク溶接」に記述を修正、一部表記を修正	11
<b>2 誘電電圧</b>	
・(1) (高電圧からの誘導) 中、「コロナ損失」を「コロナ放電による電力損失」に記述を修正	13
・(2) (電波による電圧の誘起) 中、「後章」に対象の章番号「第4章の9」を追加	14
・(3) (静電気) 中、図1-2 (静電気によって発生する障害と災害) の二次災害に(墜落等)の記述を追加、一部修正	15
<b>第2章 安全管理</b>	
・「第2章のポイント」の数値を最新のものに更新	18
<b>1 安全確保の重要性</b>	
・(1) (労働災害の現状) 中、労働災害統計を更新	19, 20
<b>2 災害と事故</b>	
・(1) (災害発生の仕組み) 中、図2-4の図書名を修正、(内藤勝次著「電気安全工学」)を(内藤勝次著「誰にもわかる電気安全工学」有峰書店)に修正	23
・(1) (災害発生の仕組み) 中、図2-6の説明として「断路器の上部」に「OCB(油遮断器)上の」を加えた	24
・(1) (災害発生の仕組み) 中、リスクアセスメントの参照ページを(第2章2(3)(p.27)参照)に修正	24
・(2) (不安全状態と不安全行動)の項目名を削除し、(1)(災害発生の仕組み)にまとめ、以降繰り上げ	25
・(3) (労働安全衛生マネジメントシステムの導入およびリスクアセスメントの推進) 中、労働安全衛生マネジメントシステムの説明を追加、リスクアセスメントについての公示を追加、OSHMSについて規格の記述、注釈を追加	27
<b>3 災害防止</b>	
・(2) (設備の安全化) 中、「フェイルセーフ」を「フェールセーフ」に記述を修正、ヒューマンエラーを少なくする手段についての記述を一部修正	29 30

<b>第3章 作業指揮者の職務</b>	
<b>1 作業指揮者の役割</b>	
・(1)(作業指揮者とは)中、表 3-1(作業主任者の選任の必要な作業)の表記を修正、作業区分に法令の号数を追加	34
<b>2 作業指揮および指示の方法</b>	
・「仕事」を「作業」に、「ツールボックスミーティング」を「ツールボックス・ミーティング」、監督者についての表記に「作業指揮者」を追記または併記	38～44
・(6)(作業中の指揮・監督)中、イ④重量物取扱作業の人力運搬に必要な人員に基準例を追加	46
<b>3 指導および教育の方法</b>	
・(1)(なぜ指導および教育が必要か)、(2)(どのようなときに指導・教育するのか)中、「仕事」の表記を「作業」に修正、表 3-3(仕事ができない原因と対策)の一部の表記を修正	47
・(2)(どのようなときに指導・教育するのか)、(3)(いつ指導および教育をするのか)中、「ヒヤリハット」を「ヒヤリ・ハット」、「ツールボックスミーティング」を「ツールボックス・ミーティング」に表記を修正	48
・(4)(効果的な指導および教育の方法)中、「指導の教育の8原則」を「教えるときの8原則」に表記を修正	49、50
<b>4 点検および検査</b>	
・(2)(点検等の方法)中、「絶縁用保護具等の規格」の告示と耐電圧試験の試験電圧の通達の日付、番号を修正	55
・(3)(主な点検等対象物および点検次項の例)中、表 3-5(日常点検)、表 3-6(定期自主検査)の一部の表記を修正	56、57
<b>5 第三者への危害防止</b>	
・資材・工具等の落下防止用ネットに防護棚等を追加	58
<b>第4章 現場作業の安全</b>	
<b>1 混在作業時の注意事項</b>	
・「ツールボックスミーティング」を「ツールボックス・ミーティング」に、元請事業者を元方事業者に表記を修正。	65、66
<b>3 感電および重機による災害等の防止</b>	
・(1)(絶縁用保護具と絶縁用防具)を(絶縁用保護具・防具等)に表記を修正、ア 絶縁用保護具、イ 絶縁用防具、ウ 絶縁用防護具、エ 墜落制止用器具とワークポジショニング用器具と小見出しをつけ、説明を追加	69、70
・(2)(検電と接地)中、ア 検電(停電の確認)、イ 設置の取り付けと小見出しをつけ、表 4-1(設置工事の種類、接地抵抗値など)中の記述を修正	70、71
<b>4 高所作業における墜落等の防止</b>	
・ア 墜落制止用器具等の確実な使用、イ その他の留意事項と小見出しをつけ、「安全帯」から「墜落制止用器具」とし、全面的に書き換え、ハーネス型安全帯の写真と1本つり用ランヤードの図を削除し、新しくフルハーネス型墜落制止用器具(例)とワークポジショニング用器具(例)の図を追加	74、75 76
・「参考 墜落制止用器具とワークポジショニング用器具の選定・使用等」を追加	77～79
<b>5 酸素欠乏症等による災害の防止</b>	
・表 4-2(酸素欠乏症等の防止措置の要点)中、(6 作業主任者)、(9 異常の場合の措置)に内容を追加、一部記述を修正	81
・《参考》にルビ(ふりがな)を追加	82
<b>第5章 個別作業の管理</b>	
<b>1 架空送電設備の作業</b>	
・(ア 運搬工事)中、「索道」についての説明を追加	97
・(ウ 架線工事(延線工事、緊線工事))中、送電線工事の分類について一部表記を修正	98

・(1) (作業用接地の取り付け) (オ 作業終了時の注意事項) 中、「接地旗」を「接地標示旗」に修正、	101
・(2) (大容量送電線の電磁誘導対策) (ア 電磁誘導の現象) 中、「コロナ発生防止」を「コロナ放電とそれによる障害の発生防止」に表記を修正	102
・(2) (大容量送電線の電磁誘導対策) (ウ 接地線の付け方法) を (ウ 接地線の取り付け方法) に修正	103
・(3) (超高圧送電線の静電誘導対策) 中、「作業衣」を「作業服」に修正	106、107
・(3) (超高圧送電線の静電誘導対策) (イ 作業者の服装) 中、作業服に「手袋」、「作業靴 (または地下たび)」、「ヘルメットカバー」を追加、「導電性安全装備品の装着図」の図を削除	106
・(3) (超高圧送電線の静電誘導対策) 中、(エ 塔上作業者の注意事項) を (エ 導電性作業服着用時の注意事項) に修正、電圧の表記を修正	106、107
・(3) (超高圧送電線の静電誘導対策) (オ 工具の接地) 中、図 5-11 (p. 104) と表記を修正	107
・(4) (高所作業の安全対策) 中、(ア 安全帯等の使用) を (ア 昇塔用安全器具等の使用) に修正、一部表記を修正、「昇塔用安全器具の効果」の図を削除	108
・(4) (高所作業の安全対策) (イ 墜落防止器具) 中、表現を一部修正し「キーロック方式安全ロープ」と追記し、図「墜落防止器具本体」に注釈を追加、図中の「安全帯」を「胴ベルト部」に修正	109
<b>2 架空配電設備の作業</b>	
・(1) (電柱の昇降) 中、「安全帯ロープか補助」を「墜落制止用器具のランヤードのフックまたはワークポジショニング用」に表記を修正、昇降の際の部品として「ステップボルト」を追加	110
<b>4 特別高圧受変電設備の作業</b>	
・「電力会社」を「一般送配電事業者」表記を改める	118
・(2) (作業者との打ち合わせ (写真 5-4、様式 5-1)) 中、様式を本文の後ろに移動、様式 5-1 (作業安全確認業 (例)) の表記を一部修正	120～122
<b>5 高圧受変電設備の作業</b>	
・(1) (作業前の打ち合わせ) (ア 施設管理者との打ち合わせと作業計画の策定) 中、様式 5-1 の対象ページ (p. 121～122) を追加	128
・(1) (作業前の打ち合わせ) (ウ 作業者との打ち合わせ) 中、「ツールボックスミーティング」を「ツールボックス・ミーティング」に修正	129
・(2) (停電作業) 中、「電力会社」を「一般送配電事業者」に修正、手動開放する場合のフック棒に「ジスコン棒」と追記し一部表記を修正、「回路」を「開路」に修正	130
・(2) (停電作業) 中、「ツールボックスミーティング」を「ツールボックス・ミーティング」、「ヒヤリハット」を「ヒヤリ・ハット」に修正	135
・(3) (活線近接作業) 中、「ツールボックスミーティング」を「ツールボックス・ミーティング」、「ヒヤリハット」を「ヒヤリ・ハット」に修正	136
<b>6 工場電気設備の作業</b>	
・(1) (作業計画時) 中、様式 5-3 (作業環境安全確認表 (例)) の保護具の「安全帯」を「墜落制止用器具」、「ゴム長グツ」を「ゴム長靴」に表記を修正	139
・(2) (作業時) 中、「電気取扱作業指揮者」を「電気工事作業指揮者」へ修正	140
<b>第6章 関係法令</b>	
<b>1 関係法令を学ぶ前に</b>	
・(1) (関係法令を学ぶ重要性)、(2) (関係法令を学ぶ上で知っておくこと) 中の記述を修正し、図についての説明を追加	147、148
・(1) (関係法令を学ぶ重要性) 中、「労働安全衛生関係法令の体系」を図 6-1 とし、図中に「四アルキル鉛中毒予防規則」、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」、「事務所衛生基準規則」を追加、「労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令」を削除し、「石綿障害予防規則」を追加	148

・(1) (関係法令を学ぶ重要性) 中、図 6-2 として (労働基準監督機関) を追加	148
<b>2 労働安全衛生法のあらまし</b>	
・公布日と最終改正の日付等を追加	150
・(1) (総則 (第 1 条～第 5 条)) 中、第 1 条、第 2 条、第 3 条の解説の表記を一部修正	150～152
・(4) (労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 (第 20 条～第 36 条)) 中、第 28 条の 2 の解説のリスクアセスメントについての説明を書き換え	154
・(5) (機械等ならびに危険物および有害物に関する規制 (第 37 条～第 58 条)) を (機械等および危険物・有害物に関する規制 (第 37 条～第 58 条)) に修正、(ア 譲渡等の制限) の次に (イ 型式検定等) の項目を追加	155
・(5) (機械等および危険物・有害物に関する規制 (第 37 条～第 58 条)) 中、(ウ 危険物および化学物質に関する規制) を (エ 危険物および有害物に関する規制) に修正、内容を一部修正、以降繰り下げ	156、157
・(5) (機械等および危険物・有害物に関する規制) (エ 危険物および有害物に関する規制) 中、第 57 条の 3 の解説を全面的に書き換え	157
・(7) (健康の保持増進のための措置 (第 65 条～第 71 条)) 中、(ア 作業環境測定) と (イ 作業環境測定結果の評価とそれに基づく環境管理) を (ア 作業環境測定) として第 65 条と第 65 条の 2 をまとめ、記述を書き換え	159
・(7) (健康の保持増進のための措置 (第 65 条～第 71 条)) 中、(ウ 健康診断の実施) を (ウ 健康診断等) に修正、(エ 健康診断の事後措置) を削除し (ウ 健康診断等) とまとめて記述を書き換え	160
・(10) (事業場の安全または衛生に関する改善措置等 (第 78 条～第 87 条))、(11) (監督等、雑則および罰則 (第 88 条～第 123 条)) の内容を全面的に書き換え	161、162
<b>3 労働安全衛生法施行令 (抄) 逐条解説</b>	
・公布日と最新改正の日付等を追加	163
・第 13 条に「28 墜落制止用器具」、「29～33 略」を追加し、一部記述を修正	163
<b>4 労働安全衛生規則 (抄) 逐条解説</b>	
・公布日と最新改正の日付等を追加	167
・(3) (安全衛生教育) 中、第 36 条、第 39 条を法令改正に対応し改めた	171、172
・(3) (安全衛生教育) の次に、(4) (建設機械等) を追加し、以降繰り下げ、「第 194 条」「194 条の 10」「194 条の 22」と解説を追加	174
・(5) (電気機械器具) 中、第 333 条の解説の「(5)～(8)」と「(9)～(12)」の順番を入れ替え、告示番号を追加	177、178
・(7) (停電作業) 中、第 339 条の解説(4)の「近接する」の説明に編注(第 570 条の解説(3))を追加	182
・(7) (停電作業) 中、第 339 条の解説の(9)の次に(10)、(11)を第 1 項の解説として追加	182
・(8) (活線作業および活線近接作業) 中、第 349 条の解説の「移動式クレーン等」に「移動式クレーン、くい打機、機械集材装置等」、「送配電線類」に「送電線、配電線、電车用饋電線等」と編注を追加	193
・(9) (管理) 中、第 351 条の解説に「次ページの表」と編注を追加、高所作業車のうちの活線作業車の自主検査について記述を追加	195
・(11) (墜落等による危険の防止) 中、第 518 条、第 519 条、第 520 条、第 521 条(解説含む)を修正 (墜落制止用器具関係)	198、199
<b>5 電気工事作業指揮者に対する安全教育について</b>	
・(労働省労働基準局長通達) を追加	206

2022.3.

中央労働災害防止協会